

## 近世後期関東における所領地の變動と魚肥流通

古 田 悦 造

## 一、はじめに

歴史地理学会の昭和六二年度の共同課題は、「行政の歴史地理」であった。このテーマは、幕府・代官および諸藩などの行政主体によって近世期のわが国がいかにかに空間組織され、それが諸政策とどのように関連していたか、という問題として考えることができる。

本研究は、代官支配地あるいは藩の所領地の空間的配置と魚肥流通との関連の一端を究明するものである。

江戸中期以降の関東地方における魚肥流通の干鰯問屋に至る基本的流通経路を示せば、銚子周辺で生産された魚肥は網主―地元干鰯商人―地元干鰯問屋―高瀬舟(持商人)―江戸・関宿・境干鰯問屋で、九十九里平野においては網主―網付干鰯商人―駄送―五大力船・伝馬船(持商人)―江戸干鰯問屋であった(1)。また、房総半島南部の太平洋沿岸の魚肥は、主として海上輸送によって浦賀の干鰯問屋に集荷されていた(2)。

このような魚肥の流通経路が、幕府や藩の諸政策によって所領地の転換の下でどのような変革をみたのかを、所領

表1 江戸干鰯問屋と関連する藩・代官などによる魚肥の直送計画

年次	所領者	集荷地	輸送先
寛政5年(1793)	大岡主膳正忠正	上総国勝浦村他	武蔵国岩槻
寛政11年(1799)	松平備前守	上総国沿岸地域	他国領分地
文化2年(1819)	竹垣三右衛門直温	上総国長柄郡一ツ松郷	下野国真岡
天保2年(1831)	尾張藩	九十九里平野沿岸地域	尾張国領分地
天保2年(1831)	紀伊藩	上総国沿岸地域	紀伊国領分地
天保2年(1831)	松平備中守	上総国岩和田～日在村	大坂
天保3年(1832)	牧野中務	上総国沿岸地域	武蔵国川田谷村他
天保5年(1834)	松平大和守齐典	相模国三浦郡走水村他	武蔵国川越

「記録帳 第十」(清水三郎・倉田正邦(1968):『伊勢湾漁業史料集』所収 pp.112~189)により作成。

地の空間的配置と魚肥流通との関連において、江戸の干鰯問屋を流通拠点とした近世後期の関東地方を対象地域として分析・考察したものである。さらに、この分析視点は、荒居英次(一九六三)が「(江戸)中期以降の慢性的な魚肥不足の中で、封建領主は領内の農業生産力を維持発展させるため、どのようなかたちで肥料の生産・流通過程にタッチし、肥料の確保につとめたか(3)」と指摘した今後の課題と、大いに係わっているのである。

## 二、近世後期における魚肥の直接輸送計画

江戸の干鰯問屋の史料によれば、寛政年間から天保年間において、代官や諸藩によって計画された干鰯や鰯粕などの魚肥の生産地から需要地への直接輸送は八件にもものぼる(表1)。

たとえば、寛政五年(一七九三)には岩槻藩主の大岡主膳忠正によって、上総国夷隅郡勝浦村周辺の魚肥生産漁村から武蔵国岩槻城下への輸送計画がみられた(4)。この勝浦周辺の漁村は、近世初頭から関西漁民の出漁が卓越した地域で、干鰯や鰯粕などの魚肥生産が盛んであった(5)。寛政六年(一七九四)のこの地域における漁業手段をみて、新官村が式艘

表 2 上総国勝浦周辺における魚肥生産手段（寛政6年）

村落名	大八手網	小八手網	式艘張網	繩舟式艘張網	総計
部原村	一艘	一艘	7艘	2艘	9艘
新官村	—	3	9	—	12
沢倉村	—	—	6	2	8
浜勝浦村	—	—	—	8	8
串浜村	—	—	—	2	2
吉尾村	—	—	3	—	3
松部村	1	—	1	3	5
鵜原村	—	—	—	1	1
合計	1	3	26	18	48

「諸要用之帳(寛政五年)」(国文学史料館所蔵)により作成。

張網九艘と小八手網三艘の合計一二艘、部原村が二艘張網を主体として九艘など、他の沢倉村、浜勝浦村、串浜村、吉尾村、松部村および鵜原村で、大八手網一艘、小八手網三艘、式艘張網二六艘、繩舟式艘張網一八艘の総計四八艘を所有していた(表2)。また、漁業手段の数量的根拠以外にも、勝浦役所の部原村、新宮村および沢倉村に関する史料によれば、

外納物之覚

一、永六貫文

酒役

一、永四貫文

肴買留役

一、永九百六拾文九ト

醬油役

一、永貳貫貳百八拾五文六ト

外根砲運上

一、金壹分ト

夫人燭石

永八拾六文壹

一、永八貫五百文

鰯干場金

但シ年々増減御座候

一、永六拾貫貳百文

鰯漁船運上

右同断

網数廿八張

一、永貳拾貫五百文

干鰯口銀

右同断

右之通り御座候此外網もの一切無御座候

以上

大岡丹後守領分

寛政四年子十二月

上総国夷隅郡部原村

名主 太郎兵衛 印

組頭 喜右衛門 印

百姓代 太郎右衛門 印

新官村

名主 彦兵衛 印

組頭 新兵衛 印

百姓代 彦兵衛 印

沢倉村

名主 甚右衛門 印

組頭 源五兵衛 印

百姓代 甚兵衛 印

星野瀬助様

小磯清九郎様(6)

とあり、鰯の干し場として八貫五百文、式艘張網など二八張の漁業手段の運上金が六一貫五百文、さらに干鰯の口銀が二〇貫五百文で、魚肥生産に関する運上金が合計九〇貫五百文にも及んでいた。また、この魚肥生産地域の魚肥生産量を直接明らかにする史料はないものの、寛政二年(一七九〇)の三月二日に難破し、翌二日安房国和田村に漂着した部原村長八の輸送船の積み荷の書き上げによれば、

干鰯別紙書付奉差上候

一、干鰯八拾五俵    ▽    久米之助

一、同七拾俵    □    喜右衛門

一、同廿壹俵    一△    勝浦 藤吉

一、同貳百俵    木    惣兵衛

ノ 三百七十六俵

右之通部原長八舟江積立仕候処去ル廿一日破舟仕候以上

部原浦

名主 太郎兵衛 印

寛政貳年戌三月

御役所(?)

とあり、合計三七六俵の干鰯を荷積みしており、この勝浦周辺の漁村においてかなりの魚肥が生産されていたことがわかる。

この地域以外にも、浦賀の干鰯問屋の近世末期に基づけば、安房国柏崎村から同国平館村にかけての漁村においては、一八〇張の八手網と二五張の地引網が、同国白子村へ上総国鵜原村では一〇〇張の地引網がまた同国松部村へ同国小浜村の岩石海岸にも一〇〇張の地引網が存在していた。そして、九十九里平野沿岸の砂浜海岸においても、上総国宮前村へ同国和泉村に一三張、同国東浪見村へ同国浜宿村に三八張、同国四天木村へ同国作田村にも三八張、同国本須賀村へ同国屋形村に二二張、そして下総国木戸村へ同国井戸野村にも二二張の合計一三三張の地引網がみられ、一大魚肥生産地域を形成していた(8)。

天保五年（一八三四）にも川越藩主であった松平大和守斉典が、相模国三浦郡走水村周辺の魚肥生産漁村から武蔵国川越城下への直接輸送を試みている<sup>9</sup>。さらに、藩主のみならず代官によっても同様な計画がみられ、文化二年（一八一九）真岡代官の竹垣三右衛門直温は、上総国長柄郡一ツ松郷から下野国真岡へ魚肥の直接輸送を計画している<sup>10</sup>。

このような藩主や代官などによる魚肥の直接輸送計画が、どの程度遂行されたか明らかではない。しかし、天保二年（一八三一）の紀伊藩の場合についてみれば、

乍恐以書付申上候

一、御当地十組干鰯魚<sup>ノ</sup>粕魚油問屋共一同奉申上候、此度御領分爲救民安房上総兩國之内ニ而出来候干鰯御買上、尚又漁師共へ網御仕入之上取揚候肥し物、直御積爲登ニ相候而も私共渡世差障無之哉否御尋御座候付、五月廿七日差障之儀奉願上候処左候得者、其方共仲間へ干鰯御用被仰付御積爲登之砌、萬一海上難事有之節ハ私共仲間ニ而右損金相弁候様相成間敷哉之段被仰付、一同評議之上差障之儀御座候付御免奉願上候処、尚又先月三日被仰付候ニハ、右浜方ニ新規網御取立御引揚之干鰯直御積爲登被遊候而も私共差障之儀有之間敷ニ候間、右不差障之趣御請書差上候様被仰渡奉承知候得共、右様相成候而ハ外網々江も押移浜方不取縮相成候ニ付、此段幾重ニも御免被下置候様奉願上候処、其後段々御利害被仰付爲救民厚御仁恵之程奉承伏、且又私共仲間之内御領分出稼之者共も有之候ニ付、御奉行爲冥加前書被仰付、御積爲登之砌萬一海上難事等之節ハ捨り干鰯御用代金を爲冥加半金丈弁納仕度奉存候、此段被爲聞召詔以御慈悲御聞濟被下置候様一同奉願上候、以上

卯七月二十七日

橋本 小四郎

小川 市兵衛

栖原 久次郎

久住 五左衛門

湯浅屋 与右衛門

栖原 三九郎

和泉屋 三郎兵衛

多田屋 又兵衛

西宮 十次郎

秋田 富之助

渡辺屋 熊次郎

水戸屋 次郎右衛門

外三人

浜町御役所(11) (傍線は筆者記入)

とみえ、藩の魚肥の直接輸送計画を中止する代わりに、海難事故の場合に干鯛代金の半額を保証することによって、最終的には江戸の干鯛問屋が輸送を請け負っている。すなわち、魚肥の直接輸送の計画は貫徹されなかったことを意味している。

紀伊藩以外において、魚肥の直接輸送計画の遂行状況を明確にする史料は少ない。寛政五年(一七九三)の岩槻藩主大岡主膳忠正に関連する史料として、次の二点をあげることができよう。

覚

一、金七拾七兩

永百貳拾四文貳分

右者江戸御屋鋪江御上納金私方江御渡被成髓ニ奉請取候、私下代利助与申者ニ相持差上可申処、江戸深川問屋水戸屋次郎右衛門方々私方江無相違請取候金子御座候間、右利助廿四日差上直ニ問屋江急仕早速金子請取浜町御役所江御上納仕候様急度申付候処

相違無御座候、以上

寛政六年寅三月廿三日

部原村

名主 太郎兵衛印

勝浦御役所<sup>(12)</sup>

乍恐以書附願上候

一、部原村彦七奉願上候（中略）尤江戸問屋方を網方仕入被申之儀年々金三百両宛借り請申候、然ル処近年不漁ニ而鰯取揚魚油  
□其上網仕入小買入□□□等多滞剩干鰯荷統方破船等有之候ニ付江戸問屋和泉屋三郎兵衛ニも借金ニ相成申候得共（後略）  
寛政六年寅十一月

願人 彦七

名主 太郎兵衛

御役所<sup>(13)</sup>

岩槻藩主であつた大岡主膳忠正による魚肥の直接輸送計画の場合、魚肥の集荷地は勝浦周辺の漁村であつた。ここに位置する部原村の網主が、江戸の干鰯問屋の水戸屋次郎右衛門や和泉屋三郎兵衛と取引があり、また仕入金をも請けていたために、魚肥の直接輸送にはかなりの支障があつたか、ないしは遂行されなかつたものと推察される。

なお、この時期には江戸の干鰯問屋と関係した魚肥の直接輸送計画に限らず、浦賀の干鰯問屋においても諸藩による魚肥の直接輸送の傾向をみる事ができる（表3）。この場合も多くは計画の遂行はされず、

一、松平備中守様 天保元寅年

御手網荷物並御産物干鰯・柏共上方御領分江為御積登物、歩持式分宛、両口銭半減、其外諸懸り物定例之通被下置候<sup>(14)</sup>



表 3 浦賀干鰯問屋と関連する藩・代官などによる魚肥の直送計画

年次	所領者	集荷地	輸送先
寛政11年 (1799)	松平越前守	…	三河国
文政元年 (1818)	水戸藩	常陸国	上方
文政3年 (1820)	本多修理	上総国九十九里沿岸	三河国
文政10年 (1827)	紀伊藩	上総国九十九里沿岸	紀伊国田辺
天保元年 (1830)	松平備中守	…	上方
天保2年 (1831)	水野伯耆守	…	大坂
天保2年 (1831)	筑紫佐渡守	…	大坂
天保3年 (1832)	紀伊藩	陸奥国・上総九十九里	紀伊国・伊勢国

「御尋=付奉差上候書附控(天保3年)」横須賀史学研究会編(1987):『相州三浦郡東浦賀村(石井三郎兵衛家)文書』所収 pp.182~185により作成。

とみえるように、魚肥の売買手数料を半額にすることにより<sup>(15)</sup>、浦賀の干鰯問屋が輸送を請け負っている。

さらに、万延元年(一八六〇)の事例であるが、高崎藩の飛地の武蔵国新座郡野火止宿、大和田町、弘又町の農民も、銚子からの魚肥の直接輸送を願い出ている<sup>(16)</sup>。

ただ、ここで問題としている点は、藩主や代官などによって計画された魚肥の直接輸送が遂行されたか否かではなく、なぜこのような計画が生じたか、であることを強調しておきたい。

### 三、魚肥の直接輸送計画者における所領地の分布

前節で明らかとなった魚肥の直接輸送計画の要因を考察するために、その計画者である藩の領地および代官の支配地をみてみよう。

岩槻藩の場合、宝暦七年(一七五七)において武蔵国埼玉郡に三三か村、石高にして一四、八〇三石余りを所領するとともに、上総国の夷隅郡においても五二か村で七、〇二五石余りを領分としていた(表4)。夷隅郡の所領地は宝暦元年(一七五一)に得たものである。この村落を具体的にみれば、勝浦村、串浜村、松部村、鵜原村、新官村などの魚肥生産漁村がその

表 4 岩槻藩の所領地と石高(宝暦7年)

国名	郡名	村数	石	高
武蔵	埼玉	33村	14,803石2斗3升3合5勺	
	足立	1	115	1 8 5 0
	比企	1	53	5 1 5 5
上総	夷隅	52	7,025	8 2 8 1
	市原	5	583	8 2 1 7
安房	長狭	8	3,083	5 5 2 6
	朝夷	4	1,083	5 7 4 0
常陸	新治	1	231	9 5 5 0
山城	相楽	1	300	0 0 0 0
城附込高			2,919	2 9 8 0
物成詰込高			2,334	5 2 6 0
新田改出			2,026	8 5 8 4
総計		106	34,561	3 4 7 8

岩槻市役所(1981):『岩槻市史 近世史料編 II 藩政史料(上)』ぎょうせい pp.555~556より作成。

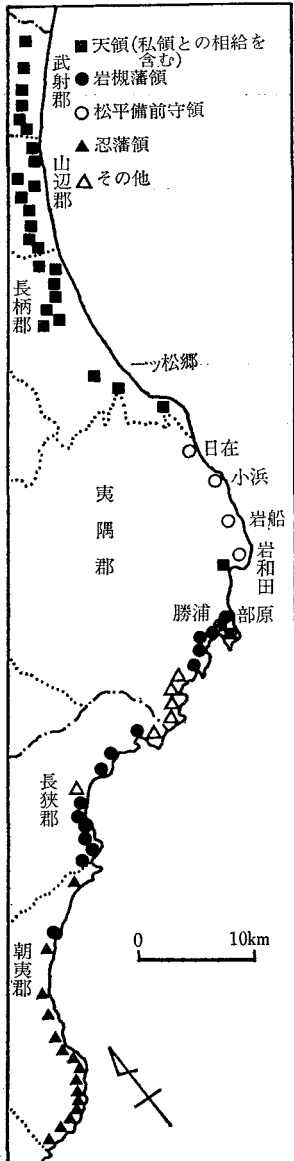


図 1 上総・安房国の太平洋沿岸地域における所領地の分布(寛政7年) 『安房国村高帳』上総・国村高帳(『改訂房総藩書第5輯』所収)により作成。

所領地として含まれている(図1)。これらの漁村は、表1にあげた魚肥の直接輸送計画における集荷地であった。すなわち、岩槻藩主大岡主膳正忠正の魚肥の直接輸送計画は、所領地間における魚肥輸送であったことが明らかである。

また、川越藩主の松平大和守齊典の場合も、川越周辺の村落を領分とするとともに、文政四年(一八二二)には会津藩にかわって走水村ほか鴨居村、大津村、公郷村、長浦

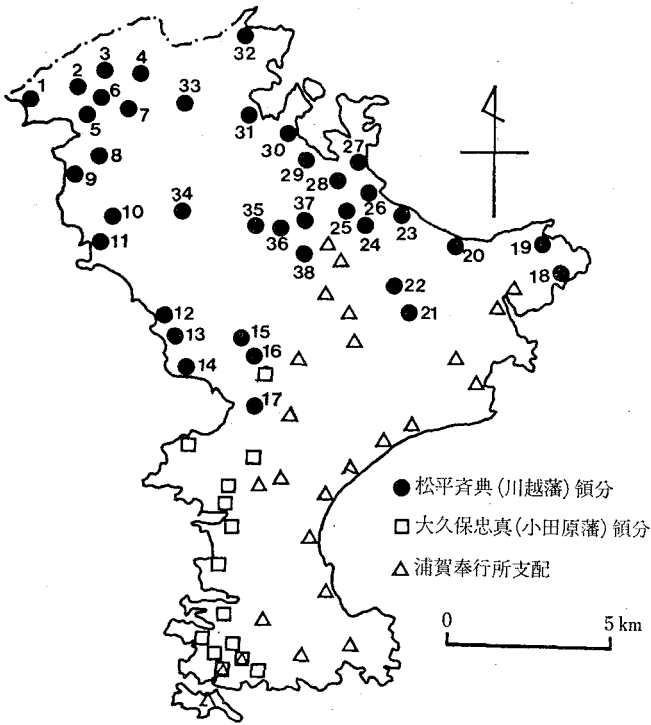


図 2 三浦半島における川越藩の所領地の分布 (文政 4 年)  
 「相模国九カ国村別領主変遷表」(『神奈川県の地名』 pp. 806~809) により作図。

- |        |        |        |        |        |       |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1 小坪   | 2 久野谷  | 3 柏原   | 4 池子   | 5 逗子   | 6 山之根 |
| 7 桜山   | 8 長柄   | 9 堀内   | 10 一色  | 11 下山口 | 12 秋谷 |
| 13 芦谷  | 14 佐嶋  | 15 長坂  | 16 荻野  | 17 林   | 18 鴨居 |
| 19 走水  | 25 大津  | 21 佐原  | 22 森島  | 23 公郷  | 24 佐野 |
| 25 不入斗 | 26 深田  | 27 横須賀 | 28 中里  | 29 辺見  | 30 長浦 |
| 31 田浦  | 32 浦郷  | 33 沼間  | 34 上山口 | 35 木古庭 | 36 池上 |
| 37 金谷  | 38 下平作 |        |        |        |       |
- 注) 13 芦谷村と 17 林村は小田原藩と相給。

とみえ、所領地で  
 廻ニ被成度旨(後  
 略)(17)  
 他国御同領へ御積  
 候干鯛之内御直買  
 浜御領内ニ而取揚  
 前守様御領分上総  
 一、(前略)松平備  
 場合も、  
 れた松平備前守の  
 七九九)に計画さ  
 寛政一一年(一  
 った。  
 における輸送であ  
 計画も、所領地間  
 の魚肥の直接輸送  
 した松平大和守齊典

村、田浦村、浦郷村など三浦半島東岸北部の漁村を初めとして、三浦半島北部一帯において三八か村を所領地として  
 いる(図2)。このように、相模国三浦郡走水村周辺の漁村を集荷地として武蔵国川越を輸送先とした松平大和守齊典

表5 竹垣三右衛門直温の支配地・預地および支配高  
(文化6年)

国名		郡名	村数	石					高			
支 配 地	武蔵	足立	61村	20,543石2斗2升7合1勺0才								
				安房	平	3	1,283	6	8	8	0	0
					長狭	8	3,094	7	2	9	1	4
	朝夷	4	385		6	8	7	7	0			
	上総	市原	周集	4	706	6	3	7	3	0		
			天羽	6	48	5	4	6	2	0		
			望陀	3	209	1	9	1	0	0		
			長柄	21	1,116	8	6	1	1	5		
			山辺	91	5,488	5	4	5	7	0		
				31	1,493	5	7	0	5	0		
	下総	葛飾	相馬	127	23,141	0	4	4	8	3		
			千葉	6	3,386	2	6	3	3	0		
				36	2,641	6	4	1	2	4		
	常陸	筑波	真壁	8	9,503	6	2	0	4	0		
			4	269	7	5	0	3	8			
下野	芳賀	17	11,095	4	7	5	0	0				
小計		430	84,408	4	7	1	8	4*				
領 地	武蔵	葛飾	48	19,934	9	8	0	2	9			
			下総	葛飾	36	10,318	3	8	4	3	0	
	猿島	4		1,430	5	8	7	7	0			
	匝瑳	15		2,758	5	0	4	5	0			
	海上	1		320	4	0	0	0	0			
	印幡	1		47	7	5	1	0	0			
小計		105	34,813	5	0	7	7	9**				
総計		535	119,221	9	7	9	6	3				

\*史料では84,408石4斗7升8合7勺とみえる。

\*\*史料では34,810石6斗3升7合7勺9才とみえる。

史料：『御料郷村多寡記』（東京大学付属図書館所蔵）

ただし、村上直編(1971)：『竹垣・岸本代官民政資料』  
近藤出版社 pp.149～152により作成。

ある上総国の太平洋沿岸漁村を集荷地としていた。寛政五年（一七九三）でみれば、松平備前守は上総国夷隅郡において小浜村、日在村、岸和田村、岩船村の漁村を所領地としており（図1）、これらの漁村が集荷地となっていたものと思われる。

さらに、代官の竹垣三右衛門直温については、竹垣三右衛門直温は寛政五年（一七九三）に下野国および常陸

国において代官支配を任せられ、その後上総国なども支配するに至った。その支配地は、武蔵国足立郡に六一か村二万石以上、下総国葛飾郡に一二七か村二万三千石余りで、両郡において多くの村数・石高を示している(表5)。しかし、竹垣三右衛門直温は行政的には下野国芳賀郡真岡に支配所を置き、常陸国筑波郡上郷村に陣屋を設置しており<sup>(18)</sup>、両郡の支配は下野国芳賀郡で一七か村一一、〇九五石余り、常陸国筑波郡において八か村で九千五百石弱で、両郡に中心をおいていた(表5)。つまり、表1で示された魚肥の直接輸送計画における輸送先は、竹垣三右衛門直温の支配地において行政的中心地であった。さらに、他の支配地についてみれば、安房国長狭郡に八か村で三千百石弱、長柄郡には九一か村、五、四八八石余り、山辺郡においては三一か村で千五百石近くを支配しており(表5)、輸送計画での上総国長柄郡一ツ松郷もこの中に含まれていた。

このように、大岡主膳正忠正や松平大和守齊典などの藩主のみならず、竹垣三右衛門直温で示したごとく代官による魚肥の直接輸送計画に関しても、支配地間の魚肥輸送であったことが明確である。

ここで、魚肥の直接輸送計画にみられた輸送先の農村における魚肥の使用状況をみよう。竹垣三右衛門直温の支配地の一村落であった常陸国筑波郡上郷村の寛政一二年(一八〇〇)の「村明細帳」によれば、

一、肥シハ田方ハ干鰯、畑方ハ粉糠宜敷有之候へ共、困窮ノ余リ多分難調小員附反高場ハイゴノ土草ヲモニ有之候へ、共近来高少クニ付難儀仕候<sup>(19)</sup>

とあり、水田への魚肥使用が行われていたことが分かる。

さらに図3に、関東地方において魚肥使用が行われた農村の分布を示した。「村明細帳」を資料としたために、史料残存の年次的・地域的偏在は致し方ないものの、上野国東部から下野国南部以南の関東地方のかなり広い地域にお

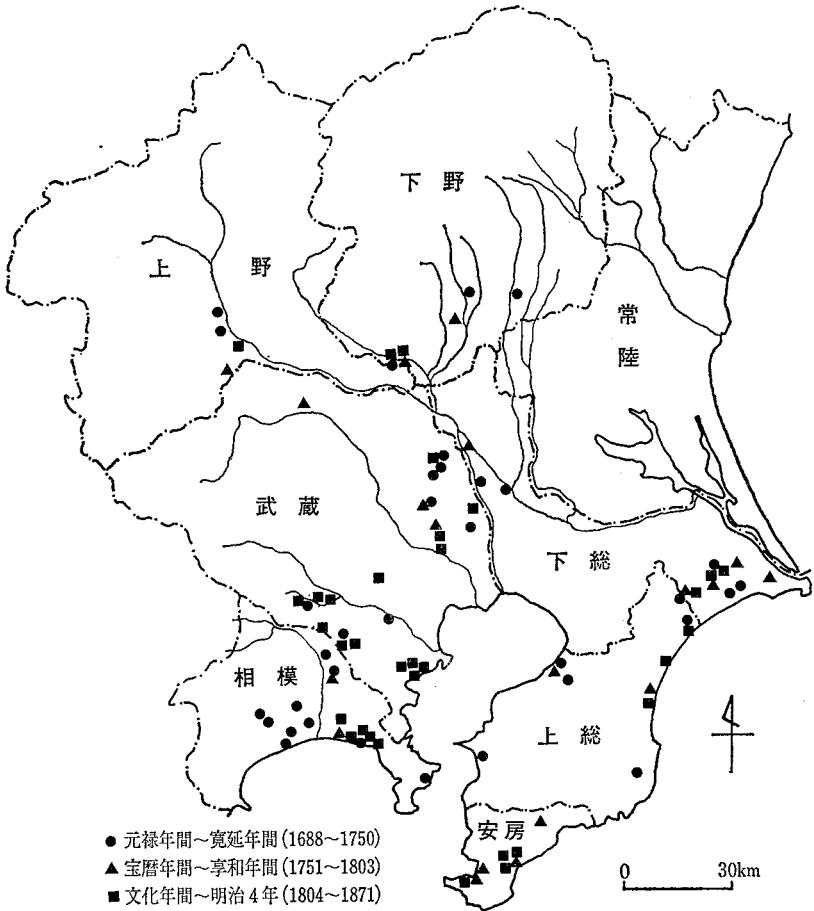


図3 関東地方における魚肥使用の村落 各縣市町村史所収の村明細帳により作図。

いて魚肥使用がみられる。とりわけ、漁村地域を除けば利根川、江戸川、荒川、多摩川、相模川などの河川流域の農村地域に卓越していた。

以上のように、魚肥の直接輸送計画を試みた藩主や代官の所領地、とくにその城下や陣屋の周辺農村においては魚肥使用が広範に行われ、このため魚肥生産地域の所領地から魚肥の直接輸送を計画したのである。

## 四、所領地間の魚肥輸送計画と諸政策との関連

本節では、以上みてきた藩主や代官による所領地間において魚肥の直接輸送計画が生じた要因を、藩や代官・幕府の諸政策との関連において考察する。

まず、紀伊藩についてみれば、

乍恐以書付奉申上候

一、御屋形様（注：紀伊藩浜町仕入方役所）御領分爲救民、此度安房上総両国浜之内ニ而出来候干鰯御買上、尚又漁師共へ網仕入之上、取上候肥シ物直御積爲登ニ相成候<sup>(20)</sup>（後略）

とあり、魚肥の直接輸送の主目的が領分地すなわち紀伊国・伊勢国における農民の救済にあつた。なお、同じ天保二年（一八三一）に紀伊藩が、江戸干鰯問屋仲間<sup>(21)</sup>に属さない深川佐賀町の善兵衛に、藩仕入れの名目で関東の漁村から魚肥の直接購入を許可していたことは、この直接輸送計画と関連するものであろう。

次に、代官の竹垣三右衛門直温の魚肥に関する政策をみると、彼の政策に対して常陸国筑波郡上郷村の下組惣百姓・村役人が提出した「徳政ノ簡条書ニ対スル請書」の中に、次のような事項がみられる。

一、田畑肥ノ儀者御出役中ヨリ御尋モ有之筈ニ候、農業出精ノ者エハ肥等ノ儀モ御世話有之所、直段ヨリ下直ニモ相当リ上品成肥モ相調候様可相成、左候得ハ格別勝手ニモ可相成儀殊更所ニテ、売買有之肥ノ儀ハ人ノ商人ノ手工相渡リ候間、直段高直ニテ肥交リ物等ノモ入モ有之利目不宜趣ニ相聞ヘ候間、農業出精イタン肥等モ御出役中ヘ申上候得ハ、江戸表ニテ御調置キ御廻リ被下候儀ニ付、商人ノ手ニ不相渡候間直段等モ丈夫下直ニ可相当、右之趣相心得可申事

但シ、代金ノ儀ハ早々取集メ上納可仕候<sup>(22)</sup>

つまり、途中の商人を経路とせず、直接農民に安価で良好な品質の魚肥を入手するように努め、農業に励む農民は

出役まで申し出るよう、農業奨励政策を打ち出している。

また、この「徳政ノ簡条書ニ対スル請書」の最初の文面には、

当御代官所（竹垣三右衛門直温）常陸・下野両国村々、手余り荒地オフク人少ニ罷成及困窮ニ候ニ付、此度小兒養育荒地起返シ村柄直直シノ儀、新規出張御陣屋ニテ御取斗有之候ニ付、左ノ通り被仰渡候<sup>(23)</sup>

とみえ、支配地において人口減少や耕地の荒廃が頻繁であったことが示されている。この点は、竹垣三右衛門直温の政策が農業の奨励政策に終止せず、産児奨励政策、農民の招致政策、人返し政策、救恤政策、儉約政策など多岐に及んでいた<sup>(24)</sup>ことと関連し、彼の政策のいわゆる農村荒廃に対する復興政策としての一貫性を意味している。

竹垣三右衛門直温が代官であったことを通してみれば、このような農村荒廃の復興政策も幕府の政策の一つであり、このため内陸の農業地域と魚肥生産地域の漁村とを同一の代官に支配させたと思われる。この点は、寛政二年（一七九〇）に、

寛政二戊年二月

御勘定奉行え

近来浦々不猟統、干鰯魚糟払底故、直段高直ニて田畑肥養届兼候趣相聞候付、猟場取扱伊奈撰津守え被仰付、追々潰網取立等取計有之処、網網に用ひ候麻苧之類其外船具等諸色直段引上、沖合水主給金も高金相望、浦々網主共令難儀候旨相聞、不埒ニ候、以来右魚獵一件入用之諸色直段へ勿論、水主給金等無謂引上候儀致間敷候、若相背候は、可為曲事旨、武蔵、上総、下総、上野、下野、常陸六ヶ国之内、御料は御代官、私領は領主、地頭より可被申渡候、

右之趣、可被相触候

二月(25)

との触書が出されていることと関連する。さらに、寛政四年（一七九二）にも同様の内容をもつ次のような触書を示



すことができる。

一、近來浦々不獵打統、干鰯魚粕払底ニ付、直段高直故、田畑肥育届兼候趣ニ候所、今度上総国武射郡木戸村百姓九兵衛儀、常陸・上総・下総・安房・陸奥国浦々潰取立之儀相願ニ付、吟味之上願之通被仰付候、依之鉄碇・釘・鉄物・船具・麻苧之類、買者勿論直段高直ニ致間敷候  
右之趣三郷町中可触知もの也

子（注：寛政四年）七月

能登

石見（26）

以上の文書によれば、農業経営に多大な影響を与える魚肥の高騰を抑制するとともに、漁船や道具など魚肥生産に係わる諸品の値上げを禁止している。魚肥生産漁村が集中していた九十九里沿岸漁村の潰れ網に対して補助金が貸与され、これら漁村地域への諸政策が、北関東地方における農村荒廃の復興の間接的政策としてみなせ得るのである。

これに対し、藩による魚肥の直接輸送計画は、どのような意義から生じたものであろうか。

前述のように、川越藩主の松平大和守斉典による相模国三浦郡走水村周辺の魚肥生産漁村から武蔵国川越城下への直接輸送計画は、天保五年（一八三四）であった。川越藩が、会津藩に代わり走水村ほか三浦半島北部の三八か村を所領地としたのは、それ以前の文政四年（一八二二）である。この領分地の転換は、幕末における幕府の海防政策と密接に関連している。岩槻藩の上総国夷隅郡の領有も、海防政策に基づくものとみなせる。

このように、藩主や代官による魚肥の直接輸送計画は、近世後期における農村復興政策や沿岸地域の海防政策に起因し、内陸の農業地域と沿岸の魚肥生産地域とが同一の所領・支配者となり、地域的結合関係が強化されたことが主たる要因となっていた。

## 五、おわりに

本研究は、天領や藩領の空間的配置と魚肥流通との関連を、近世後期の関東地方を対象地域として分析・考察してきた。その結果を要約すれば、次のようになる。

寛政年間から天保年間において、岩槻藩主大岡主膳正忠正や松平大和守斉典などの藩主や代官竹垣三右衛門直温などによって計画された干鰯や鰯粕などの魚肥の生産地から需要地への直接輸送は、江戸の干鰯問屋と関係したもので八件にも及んだ。遂行された計画は少なかったものの、海難時の保証や手数料の軽減など、江戸あるいは浦賀の干鰯問屋に与えた影響は多大であった。

また、これらの魚肥の直接輸送計画は、藩主・代官の所領地間において試みられたものであった。たとえば、寛政五年（一七九三）の大岡主膳正忠正による輸送計画は、所領地である上総国夷隅郡勝浦村周辺の魚肥生産漁村から武蔵国岩槻城下への輸送であり、文化二年（一八一九）の竹垣三右衛門直温による計画も、支配地の上総国長柄郡一ツ松郷から支配所が設置されていた下野国真岡への輸送であった。

これらの所領地間における魚肥の直接輸送計画は、竹垣三右衛門直温の場合でみれば、北関東地方における農村荒廃に対する復興政策・救民政策に基づくものであった。また、川越藩や岩槻藩に関しては、幕末における幕府の海防政策と密接に関連していた。

このように、近世後期における幕府の農村復興政策や沿岸地域の海防政策に基づいて、内陸地域と魚肥生産の沿岸地域が同一の藩・代官によって領有・支配されたことは、魚肥の直接輸送計画が試行され、魚肥流通を容易にしたと

ともに農村地域への魚肥導入を一層進展させたといえる。

さらに、憶測の誇りを恐れないならば、こうした幕府の農村復興政策や海防政策を根底とした藩・代官による魚肥の直接輸送計画は、封建体制を崩壊させた一つの要因であった商人や農民による商品流通過程を、藩・幕府による商品流通の組織化への再編制のための行政的な空間組織であった、と意義づけることもできるように思われのである。

付記 本稿は、昭和六二年度歴史地理学会大会において発表した内容を骨子とし、資料補充のうえ加筆・修正したものである。岩槻藩勝浦役所に関する文書史料の閲覧・撮影に際して、国立国文学史料館の関係者各位に便宜を頂き、横須賀市立図書館副館長の脇本昭太郎氏には図書館発行の浦賀干鰯問屋関係の史料集を寄贈して頂いた。また、英文要旨については、東京学芸大学英米文学教室柴田元幸先生に校閲して頂いた。以上の方々に感謝申し上げます。

さらに、学会発表時においては、喜多村俊夫先生から多くの有益な御助言を賜ることができました。先生には、学会でお会いする折に、小生の口頭発表の内容や歴史地理学の本質に関して、常に暖かくかつ厳しいお言葉を頂いております。このような先生の学恩に深謝し、拙い小論を顧みず、この春喜寿を迎えられました喜多村俊夫先生に献呈させていただきます。

#### 注および文献

- (1) 荒居英次『近世日本漁村史の研究』新生社、一九六三、五一二～五一三頁
- (2) 古田悦造「近世相模国浦賀における干鰯問屋の集荷圏と出荷圏」地理学評論五八一〇、一九八五、六六三～六七三頁
- (3) 前掲(1)五三七頁
- (4) 「記録帳 第十」清水三郎・倉田正邦編『伊勢湾漁業史料集』三重県郷土資料刊行会、一九六八、一一八頁
- (5) 前掲(1)二六五～三五六頁、四六三～五三七頁、および前掲(2)六六七頁
- (6) 「諸要用留帳(寛政四年)」国立国文学史料館所蔵(請求番号:23Z1-762-2の四)

- (7) 「諸要用書控(寛政二年)」国立国文学史料館所蔵(請求番号: 23Z1-763-2011)
- (8) 横須賀史学研究會編『東浦賀千鶴問屋関係史料』たたら書房、一九六八、五八〜六五頁
- (9) 前掲(4)一一三頁
- (10) 前掲(4)一一八頁
- (11) 前掲(4)一二五〜一二六頁
- (12) 前掲(6)
- (13) 前掲(6)
- (14) 「御尋ニ付奉差上候附控(天保三年)」横須賀史学研究會編『相州三浦郡東浦賀村(石井三郎兵衛家)文書』横須賀市立図書館、一九八七、一八四頁
- (15) 前掲(4)に、
- 一、売口銭金壹兩ニ付 銀壹匁宛
- 荷物引請候問屋、市立ニ而売渡申候為世話料、浜方荷主□申請候
- 一、買口銭金壹兩ニ付 銀壹匁式分宛
- 右ハ市立ニ而荷物買請候問屋、上方並諸所江買付候節、為世話料得居より申請候とみえ、魚肥の売買に伴う手数料は、売る場合が銀一匁を、買う場合は銀一匁二分を支払っていた。この規約からすれば、松平備中守はこれらの手数料の半額を支払っていたことになる。
- (16) 新座市教育委員会市編さん室編『新座市史 第二卷 近世資料編』埼玉鼎新座市、一九八五、五四七〜五五四頁
- (17) 前掲(4)一一八頁
- (18) 喜多村俊夫「竹垣三右衛門直温」経済史研究二五―三、一九四一、七四〜七五頁
- (19) 「上郷村明細帳」村上 直編『竹垣・岸本代官民政資料』近藤出版社、一九七一、五三頁
- (20) 前掲(4)一一九頁
- (21) 戸谷敏之「江戸時代の魚肥仕法」社会経済史学一四―九、一九四四、一一頁
- (22) 「徳政ノ箇条書ニ対スル請書」、前掲(19)一〇〜一一頁

- (23) 前掲(22)六頁
- (24) 前掲(18)七三〜八六頁  
なお、小野寺淳は竹垣三右衛門直温による農民の誘致政策を論及するとともに、下野国の諸農村(現、栃木県芳賀郡二宮町)における復興状況を明らかにしている。
- (25) 小野寺 淳「北陸農民の北関東移住」歴史地理学紀要二二、一九七九、一七五〜一九五頁  
高柳真三・石井良助編『御触書天保集成 下』岩波書店、一九四一、六五二頁
- (26) 大阪市『大阪市史 四 上』清文堂、一三二頁